

河川入門講座（4）

河川の土地

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



河川は公物なので、河川区域の土地は国か都道府県かは別としてすべて公有地だろうと思っている人もおられます。しかし、実は高水敷（いわゆる3号地）には私有地が広く存在しています。

河川の土地、すなはち河川区域内の土地については（旧）河川法制定以来の歴史的経緯もあり、少々ややこしい話しになりますが、御辛抱ください。

明治29年（1896）制定の河川法（旧）では、その第3条で“河川並其ノ敷地若ハ流水ハ私権ノ目的トナルコトヲ得ズ”と、定められています。

地方行政庁（知事と同義）が河川区域を認定すると区域内の私有地の私権は所有権を含めて否定され、土地の所有権登記は抹消されました。

但し、もとの所有者又はその相続者がその土地の占用（独占的に使用すること）を請求したときには許可せねばならぬとされていますので、例えば農地としての使用であれば殆んど実態は変わらないことになります。

さらにこの規定は現行法でも受けつがれていますので、もともとの土地所有者には土地の所有権が無いだけで、利用については支障がありません。

昭和39年（1964）制定の新しい河川法では、河川区域内の私有地に対し、所有権も含む私権を認め、河川管理上の必要な範囲内において私権の行使に対し具体的に制限を課すという考え方を取っています。

これは道路法では、道路の敷地において私権の存在を認めた上で、所有権以外の私権の行使を一律に禁止しているのに比較するとゆるやかな制限です。

現在、河川区域内の私有地というと高水敷にあるものが殆んどで、主に採草地や農地に使用されています。

これら私有地に対する河川管理上の制限の例は河川法（新）に具体的に挙げられており、工作物の新改築、土石の採取、盛土、切土、竹林の栽植、伐採などで、これらのことを行う場合には河川管理者の許可が必要です。

なお、旧河川法時代に河川区域と認定され私権を否定された私有地については、新河川法への経過措置で国に帰属すると明文化されています。

現在では、河川事業等で新しく買収した河川区域となる土地は、河川管理者が国、都道府県、市町村を問わず国有として所有権登記することと定められています。